

徳島県告示第三百七十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、徳島県東部県土整備局徳島庁舎において、令和六年七月十二日から二週間一般の縦覧に供する。

令和六年七月十二日

徳島県知事

後藤田

正

純

道路の種類 県道

401	整理 番号	路線名	区 間	延 長 (メートル)	供用開始の期日
鳴門徳島自 転車道		徳島市川内町米津三四三番地 先から 同 地先まで	三三一 番一	一六七・五	令和六年七月十二日